

2019年11月28日

各位

会社名 株式会社オークファン

代表者名 代表取締役社長 武永 修一

(コード番号 3674 東証マザーズ)

問合せ先 執行役員経営管理部長 山田 圭祐

(TEL 03-6809-0951)

譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に譲渡制限付株式付与制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年12月20日開催予定の第13回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬額は2013年1月24日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度に基づき対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額を、当該報酬額の枠内で年額100,000千円以内といたします。対象取締役への具体的な支給の時期及び分配については、取締役会において決定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合等、当該総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。）といたします。なお、その1株当たり

の払込金額は、これに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

当社の普通株式の新株の発行又は自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

なお、本制度においては、当社は付与対象取締役のほか、取締役を兼務しない当社の執行役員、従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員においても対象取締役と同様の制度を導入することといたします。

以上